

特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定について

2015年5月22日
電気事業連合会
会長 八木 誠

このたび、7年ぶりに特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針が改定された。

今回の基本方針では、新たに、国による科学的有望地の提示や、地域の合意形成に向けた仕組み、可逆性・回収可能性の担保などが明記された。

最終処分について国民の皆さまにご理解をいただくためには、国、原子力発電環境整備機構（NUMO）、電気事業者が密に連携し、役割を果たしていくことが重要であると考えている。

私ども電気事業者は、廃棄物の発生者として基本的な責任を担っているという認識の下、最終処分事業の合意形成に向け、国民の皆さまへの情報発信などご理解をいただくための活動に、積極的に取り組んでまいり所存である。

以 上